

令和3年1月26日

事務担当者 各位

東洋水産健康保険組合

健康保険におけるオンライン資格確認について

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府が推進する行政手続きの簡素化、IT化の一環として令和2年11月から運用が開始した一部届け出のオンライン電子申請に続き、令和3年3月より医療機関等窓口でマイナンバーカードを提示することにより被保険者証（健康保険証）として利用できる、「オンライン資格確認」が開始されます。

各事業所におかれましては、被保険者各位にご周知いただくとともに、制度のご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

詳細および、被保険者への案内用リーフレットにつきましては別紙をご覧ください。ご不明な点がございましたら、当組合までご連絡ください。

オンライン資格確認について

1. オンライン資格確認とは

- ① マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、②健康保険組合が登録した最新の個人の資格情報等がオンラインで医療機関と連携され閲覧されることをいいます。

※全ての医療機関で一斉に運用が導入されるわけではなく、今後順次対応できる医療機関が増えていくよう政府が取り組みを行っています。この制度への対応状況は、各病院に直接お問い合わせください。

2. オンライン資格確認のメリット

- ① 手元にまだ被保険者証が届いていない・持参していない場合でも、マイナンバーカードがあれば保険医療機関を受診いただけます。
- ② 高齢受給者証の発行、高額療養費限度額適用認定証等の申請が不要となります。
- ③ 健診データの活用が可能となります。
(本人の同意のもとで) 医師が経年の健診結果を閲覧することができるようになり、疾病予防に役立てることができます。
- ④ 薬剤情報の管理・活用が可能となります。※2021年10月～
(本人の同意のもとで) 医師が薬剤情報を閲覧することにより、多剤、重複投与の軽減につなげることができます。
- ⑤ 確定申告時の医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じ医療費情報を自動で取得、申請できます。※2021年分確定申告～

3. オンライン資格確認のスケジュール

令和2年10月～(順次)	個人がマイナポータルから初期登録を行う。(任意)
令和3年3月～	各医療機関において、オンライン資格確認開始。
令和3年3月～	被保険者証への個人を識別するための2桁番号の付与開始。

4. 被保険者証に2桁番号が追加されます

- ① 令和3年3月以降の新規発行の被保険者証については、個人が識別できるよう2桁番号が追加で印字されます。(記号+番号+2桁番号)
- ② 従来の2桁番号がない被保険者証でも、記号・番号・生年月日等で資格情報が確認できることから、そのまま使用でき、全体差し替えはいたしません。
- ③ 政府としては、将来的に被保険者証を廃止し、マイナンバーカードのみで医療機関を受診できるようにする見込みですが、マイナンバーカードの普及が定着するまでは、被保険者証の発行は従来通り継続となります。

5. マイナンバーの提出に関する事業所担当者様へのお願い

オンライン資格確認では、当組合がマイナンバーを含めた被保険者・被扶養者情報を登録した時点で初めて、医療機関等とオンライン上で情報が紐づけられ、共有されることとなります。

このため、下記ご協力をお願いいたします。

- ① (出生児を除き) 資格取得と同時にマイナンバーを提出すること。
※出生児も、出生から1ヵ月以内を目安にすみやかに申し出ること。
- ② マイナンバー提出の際には、誤りがないか今一度の確認の徹底。
※転記誤りの他、家族間の入れ違い(例えば、他の家族の番号を出生児に当て込んで申し出てしまう)が増えています。

6. マイナンバーカードを保険証として利用するためには

オンライン資格確認の利用を希望される方は、被保険者個人が、個人のIDでマイナポータルにログインし「事前登録」を行う必要があります。
手順・詳細はこちらのリーフレットをご参照ください。